

○京都市立大学受託研究取扱規程

(平成 21 年京都市立大学規程第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都市立大学法人京都市立大学（以下「本学」という。）において、本学以外の機関（以下「外部機関等」という。）からの委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知的財産権 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に定める知的財産権
- (2) 教職員等 学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他本学において京都市立大学法人に雇用される者
- (3) 研究担当者 受託研究を行う教職員等のうち、研究代表は以外の者
- (4) 研究代表者 研究担当者のうち、研究計画を統括し研究の推進に関し責任を持つ者
- (5) 国等 国、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人等又は地方公共団体

(受入れの原則)

第 3 条 受託研究は、当該研究が本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学における教育研究に支障が生じるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

(受託研究の申請)

第 4 条 受託研究を申し出る者は、研究代表者を通じて、受託研究申請書(別記第 1 号様式)を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教職員等が公募により採択された国等からの受託研究の場合、当該受託研究の採択通知書等の提出をもって次条第 1 項の承認をしたものとみなす。

(受託研究の承認)

第 5 条 学長は、前条の申請について、受託研究を行うことが適当と認めるときは、これを承認するものとする。

2 前項の承認（前条第 2 項の場合を除く。次項において同じ。）に当たっては、京都市立大学産学公連携リエゾンオフィス規程(令和 3 年京都市立大学規程第 2 号)第 6 条に定める専門会議の審議を経るものとする。

3 学長は、第 1 項の承認をしたときは、その旨を遅滞なく外部機関等及び研究代表者に通知するものとする。

(契約の締結)

第 6 条 前条第 1 項の承認をしたとき、京都市立大学法人は、受託研究の承認を受けた者（以下「委託者」という。）と受託研究契約を締結するものとする。

(受託研究に要する経費)

第 7 条 委託者が納付する受託研究に必要な経費（以下「研究経費」という。）は、研究を支援する者等の人件費、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料その他の当該受託研究の遂行に直接に必要な経費（以下「直接経費」という。）及び受託研究の実施に関連して必要となる経費（以下「産学公連携推進経費」という。）とする。

2 産学公連携推進経費は、直接経費の 30 パーセントに相当する額とする。ただし、国等からの受託研究の場合であって、国等の予算において又は財政上の事情により産学公連携活動推進経費が確保されないときそ

の他学長がやむを得ないと認めるときは、直接経費の 30 パーセントに満たない額により定めることができる。

(設備の帰属等)

第 8 条 受託研究経費により本学において新たに取得した設備等は、本学に帰属するものとする。ただし、委託者が国等の場合であって、これによりがたいときは、双方協議の上、帰属について決定するものとする。

2 学長は、受託研究の遂行上必要があると認めるときは、委託者の所有に係る設備等を無償で受け入れることができる。

(受託研究の中止又は変更)

第 9 条 研究代表者は、受託研究を中止しようとするとき又は事業期間、事業経費若しくは重要な事業内容の変更をする必要が生じたときは、受託研究中止・変更報告書(別記第 2 号様式)により、速やかに学長にその旨を報告するものとする。

2 前項の報告があった場合、学長は、やむを得ない理由があると認めるときは、受託研究の中止又は変更を決定することができる。

3 学長は、受託研究の中止又は変更を決定したときは、その旨を委託者に通知するものとする。

(受託研究の完了又は中止による研究経費等の取り扱い)

第 10 条 受託研究を中止した場合に、委託者が負担した既納の研究経費に不要額が生じたときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 受託研究を完了し又は中止したときは、第 8 条第 2 項の規定により受け入れた設備等を当該委託者の求めに応じて研究の完了又は中止の時点の状態状態で委託者に返還するものとする。この場合において、当該設備の撤去又は返還に要する費用は、受託研究契約で別段の定めを設けるときの除き、委託者が負担しなければならない。

(受託研究報告書の作成)

第 11 条 研究代表者は、受託研究期間中に得られた研究成果について、受託研究契約に基づき受託研究報告書を取りまとめ、学長に報告するものとする。

(知的財産権を受ける権利)

第 12 条 受託研究の実施に伴い研究担当者が知的財産の創出を行ったときは、当該研究担当者は、教職員等の職務発明等に関する規程(平成 21 年京都府公立大学法人規程第 31 号)に従って届出を行うとともに、委託者にその旨を通知しなければならない。

2 受託研究の結果生じた知的財産権その他これらに準ずる権利は、原則として本学に帰属する。ただし、当該知的財産権等に対する委託者の貢献度を踏まえ、その帰属等について協議をすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、本学が当該知的財産を受ける権利の持分を承継しないときは、委託者にその旨を通知するものとし、委託者は当該研究担当者と当該知的財産に係る権利の出願等について協議の上、別途定めるものとする。

(知的財産権の取扱い及び費用)

第 13 条 学長は、前条第 2 項の規定による知的財産権について、委託者と協議の上、次に掲げる各号のいずれかにより取り扱うことができる。

(1) 本学の持分を委託者又はその指定する者に有償で譲渡すること。

(2) 委託者又はその指定する者に独占的に実施することを認めること。

(3) 委託者又はその指定する者が独占の実施等について検討する期間を設定すること。

2 本学は、前項の規程のより知的財産権を取り扱う場合は、委託者又はその指定する者と協議の上、当該知的財産権に係る出願の費用、出願後登録までの費用及び登録後の権利の維持管理に要する費用の全部又は一

部を、委託者又はその指定する者に負担させることができる。

3 本学は、第1項第2号の規定により、当該知的財産権について委託者又はその指定する者が独占的实施権等又は専用実施権等を希望し、これに応じるときは、当該知的財産権に係る出願を行ったときから10年間程度の限度を設けて、委託者又はその指定する者に独占的实施権等の許諾又は専用実施権等の設定を行うことができる。また、委託者又はその指定する者から申し出があった場合は、この期間を更新することができる。

4 本学は、前項の規定にかかわらず、委託者又はその指定する者が出願後一定期間内に当該知的財産を合理的な理由なく実施しないとき又は当該実施権等を許諾し、若しくは設定したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、当該実施権等の許諾又は設定を取り消し、これを第三者に許諾できるものとする。

(知的財産権の対価)

第14条 本学は、前条の規定により知的財産権を委託者又はその指定する者に譲渡し、又はその実施権を許諾し、若しくは設定するときは、譲渡契約又は実施契約により対価を定めるものとする。

(秘密の保持)

第15条 本学及び委託者は、受託研究契約に基づく業務上又は技術上の秘密情報及び受託研究による研究成果を、開示した者の書面による了解を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当するものはこの限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報

2 研究代表者は、学部学生、大学院生、研究生その他本学において雇用関係にない者を受託研究に参加させる場合は、当該者に対して、前項の秘密の保持を遵守するよう必要な教育及び指導を行うものとする。

(研究成果の公表)

第16条 受託研究に関する結果は、原則として、研究代表者の名において公表するものとし、その時期及び方法等については、委託者と協議して定めるものとする。

(産学公連携リエゾンオフィス長の専行等)

第17条 この規程に基づき学長が行う事項は、産学公連携リエゾンオフィス長が専行する。ただし、学長が特に重要と認める場合はこの限りでない。

2 産学公連携リエゾンオフィス長は、受託研究の状況について整理及び分析を行い、定期的に学長に報告するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に契約を締結している受託研究の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 7 月 13 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に契約を締結している受託研究の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に契約を締結している受託研究の取扱いについては、なお従前の例による。